公募要領等に対する質問書に係る回答について

地域密着型サービス指定候補事業者【平成31年度整備分】の公募に係る「公募要領等に対する質問書」への回答については、以下のとおりです。

| No. | 質問受付 月 日 | 質問内容 | 回 答 | |
|-----|------------|--|---|--|
| | 7,4 | 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する質問】 | | |
| | | 多床室の部屋数は、1 ユニットの中で占める割合を何部屋までと市の基準はあるのでしょうか? | 今回の公募では、公募要領2に記載しているように、個室・ユニット型を基本とし、個室のみの居室定員10人以下のユニットを最低2ユニット設置することを必須としていますが、それ以外については、多床室の部屋数の規制はありません。 個室と多床室の併設も可です。 | |
| | | 多床室は、3人部屋や4人部屋も可能なのでしょうか? 市の基準があれば教えてください。 | 平成23年の厚生労働省令改正以前の基準が4人以下とされていたことに鑑み、1の居室の定員を4人以下とすることを基本に考えております。 なお、今後条例の中で基準を明示したいと考えております。 | |
| | | トイレの便器の数は、入所者数に応じた算定基準があるのでしょうか? | 具体的な個数については定めていませんが、利用者の処遇上必要な数を備えることが求められます。 居室ごとに設けることが望ましいですが、共同生活室ごとに適当数設けることがも差し支えありません。 (1箇所に集中して設置するのではなく、2箇所以上に分散して設置することが望ましい)。 居室ごと、共同生活室ごと混在しても差し支えありません。 | |
| 1 | Н30. 7. 20 | 多床室の間仕切壁は、簡易的なものが最低限必要でしょうか? (例)カーテン、固定したつい立等 | プライバシーと個人の尊厳に配慮するため、個人の居住空間を明らかにして、他の入所者からの視線を遮断することが必要です。 固定型パーティションや建具による間仕切りを基本とし、家具やカーテンによる間仕切りは想定していません。 ただし、各居住空間への入口は、カーテンとしても構いません。 なお、空調及び照明効率から、間仕切り上部の開放は可とします。 | |
| | | 原則として『平屋建て』であることを条件としますとありますが、敷地形状、形態、規模等から設計上2階建で計画した方が合理的な場合は、ユニットを2階に設けることは可能でしょうか?※ 共用部分(食堂、厨房、談話コーナー、事務室、スタッフ休憩等)+29床+駐車スペースを全て平屋として計画すると拡大な敷地が必要 | 火災発生時(特に夜間)における利用者の避難誘導及び利用者の転落対策の観点から、原則として平屋建てとしています。 ただし、河川氾濫、津波等の浸水対策のために必要な場合は、2階建も可とします。 | |

| | | 居室の床面積は、最小基準が定めら れていますか? | 入所者1人当たりの床面積:10.65 ㎡以上必要です。 | |
|---|------------|---|--|--|
| | | 居室の中には、入所者専用のトイレ、洗面化粧台、簡易的なロッカー等は必要でしょうか? ※現時点での基本プランでは居室内に洗面化粧台、造り付ロッカーまでは計画しております。トイレは集合タイプで、入所者2人に1台の割合でユニットの中央部分に計画しております。 | 洗面化粧台、簡易的なロッカー等は 居室内にあることが望ましい。 トイレについては、別回答を参照願 います。 | |
| | | 提出書類の中の図面について、教えてください。下記に示した図面でご対応いただけるのでしょうか? 案内図・配置図 (敷地面積求積入り) ・平面図 (各居室の床面積と建物全体の延床面積) ・立面図 (東、南の2 方向でよいか?) ・完成予定図 必要でしょうか? | 応募申込に係る提出書類一覧表21 位置図及び29設計図書に記載してあ る図面を提出願います。 | |
| | | 【全般に関する質問】 | | |
| 2 | Н30. 7. 23 | について 同一敷地内にて他の事業を 実施しており、別棟で計画をしていま すが、 記載は必要でしょうか?隣 接地主等の同意書の有効期限等はある のでしょうか? | | |
| | | 提出書類 様式11-2 隣接地主等の同意状況について 隣接地主等の同意書の有効期限等はあるのでしょうか? | 隣接地主等の同意書の有効期限等は 特段ありませんが、具体的な施設計画 を踏まえての同意書でない場合は、直 前で建設が困難となる場合があります のでご注意ください。 | |
| | | 【認知症対応型共同生活介護に関する質問】 | | |
| 3 | НЗО. 7. 24 | 地域要項・認知性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性 | 地域や家庭との結び付きを重視した運営に努めなければならない施設であった。とから、今回の公募では、石巻大人で介護保険事業を運営していた護保険事業を行おうとする事業を行おうとする事業を行いております。本社でもない、石巻市内の法人では、本等でもないます。 | |

| | | 地域密着型サービス指定候補事業者 公募要項-認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) [平成31年整備分]記載P2-4事業実施の条件等(3)建物について 原則として『平屋建て』であることを条件とします。とありますが、何故『平屋建て』が建物の条件なのでしょうか? | |
|---|------------|---|--|
| | | 【全般に関する質問】 | |
| | | 今から新規参入するのであるが、許可関係をこれから申請して今年度の公募で、実際の建設や指定関係なこれから申請して今年度の公関係は今年度末から来年度にかけて行募に間に合うのか知りたい。 | |
| 4 | Н30. 7. 24 | 土地の広さや立地条件、環境等の諸 条件(最小限)について知りたい。 員、設備及び運営に関する基準(平成18 年3月14日厚生労働省令第34号)に各施 設ごとの設備基準や人員配置の主な諸 条件が掲載されておりますので参考に して下さい。 | |
| | | 1事業者が1ヶ所目は、自社所有の土地で、2ヶ所目は賃貸の土地で申請に記載してあるとおり、敷地は、原則することは可能なのかを知りたい。 として事業者が所有していることが必要となります。ただし、一定の要件を全て満たす場合に限り、民間から施設用地の貸与を受けることができます。また、今回の公募は、各施設に1ヶ所の応募となりますが、4種類の施設の公募を行っておりますので、別な種類の施設に同時に応募することは可能です。 | |